

『請負契約3点セット』

民法改正に伴う、「外構工事請負契約約款」の追記箇所

弊社で発刊している『請負契約3点セット』ですが、このほど4月からの改正民法の施工に伴い、該当する「第17条」「第18条」に、一部、文章が付加されることになりました。すでにご購入の方におかれましては、該当箇所への追記をお願いいたします。

また、購入者の方で、新データを希望される方は info@exwork.co.jp にご連絡をいただきましたらお送りいたします。

2020年2月25日更新

外構工事請負契約約款の変更箇所

※太字・アンダーライン部が追加した文言

第17条 請負代金の支払及び引渡し

(1) 甲は乙に対し、外構・造園工事請負契約書に定めた支払期限までに請負代金を支払い、請負代金金額（追加工事を含む）の支払完了と同時に、乙は甲に対し、契約の目的物を引き渡すものとする。

(2) 乙は、契約書に定めるところにより、工事の完成前に部分払を請求することができる。

(3) 工事完成前に甲が引渡しを受けるときは、その利益（引渡し前の状態）の割合に応じて乙は請求できるものとする。

第18条 瑕疵の担保

(1) 契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときには、甲乙協議の上、損害賠償に代えることができるものとする。

(2) 本条(1)による瑕疵担保期間は、第17条の引渡の日から、植栽については1年間、その余のものについては2年間の瑕疵担保責任を負うものとする。

(3) 瑕疵が第11条(2)のいずれかによって生じたときは、乙は担保の責を負わないものとする。

(4) 瑕疵が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは乙は担保の責を負わないものとする。

以上